

平成 20 年 5 月 19 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号：8309 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日に開催を予定している第 7 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 資本調達手段の拡充を目的として、新規優先株式についての規定を追加し(変更案第 6 条、第 13 条、第 15 条、第 19 条) その他関連する規定を整備するものです。なお、当該新規優先株式は、取得請求権が付与されず、また、取得条項の対価が金銭とされている「社債型」の優先株式であります。
- (2) 資本政策の機動性を確保するために、会社法第 459 条第 1 項第 1 号に規定される自己株式の取得については、取締役会決議によって定めることができる旨を規定するものです(変更案第 51 条)。これに伴い、現行定款の第 8 条は削除いたします。
- (3) 上記のほか定款全般に亘り、既存条項の見直し、引用条数の変更および条数の繰上げ等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 27 日(金)(予定)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 27 日(金)(予定)

以 上

(別紙)

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社 定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案	変更理由
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,318,488,686株</u> とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 4,068,332,436株 第二種優先株式 93,750,000株 第三種優先株式 156,406,250株	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,443,488,686株</u> とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 4,068,332,436株 第二種優先株式 93,750,000株 第三種優先株式 156,406,250株 <u>第五種優先株式 62,500,000株</u> <u>第六種優先株式 62,500,000株</u>	第五種優先株式、第六種優先株式について、新たに発行可能株式総数を定めるものであります。
第8条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(削除)	変更案第51条の新設に伴い、当該規定を削除するものであります。
第9条(株式の取得および消却) 当社が自己の株式の取得および自己株式の消却を行うときは、普通株式または各種の優先株式のうち、いずれかまたは複数の種類につき行うことができる。	(削除)	会社法の規定により不要となった当該規定を削除するものであります。
第10条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)	
第14条	第12条	
第15条(優先配当金) 当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、第16条に定める優先中間配当の全部または一部および第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。 第二種優先株式 1株につき 14円40銭 第三種優先株式 1株につき 20円 2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3 第二種優先株式および第三種優先株式について、優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。	第13条(優先配当金) 当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、第14条に定める優先中間配当の全部または一部および第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。 第二種優先株式 1株につき 14円40銭 第三種優先株式 1株につき 20円 <u>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標(LIBOR、TIBOR、スワップレート等)に5%を加え</u>	第五種優先株式、第六種優先株式の優先配当金に関する内容の要綱を規定するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
	<u>た年率を、それぞれ上限とする。なお、第五種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u> <u>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合せとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。なお、第六種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u> 2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。	
<u>第16条（優先中間配当金）</u> 当会社は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に<u>これと同じ事業年度中に設けられた基準日により、第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u>	<u>第14条（優先中間配当金）</u> 当会社は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、<u>当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u>	文言を整備し、当該規定の内容を明確化するものであります。
<u>第17条（残余財産の分配）</u> 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき1,600円を支払う。 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。	<u>第15条（残余財産の分配）</u> 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を支払う。 <u>第二種優先株式 1株につき 1,600円</u> <u>第三種優先株式 1株につき 1,600円</u> <u>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u>	第五種優先株式、第六種優先株式の残余財産の分配に関する内容の要綱を規定するものであります。

現行定款	変更案	変更理由
	<u>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u> 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。	
第18条（議決権） 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は第15条第1項の定めによる優先配当金（以下本条において同じ。）を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。	第16条（議決権） 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は第13条第1項の定めによる優先配当金（以下本条において同じ。）を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。	条数の繰上げに伴い、引用条数の変更を行うものであります。
第19条 （条文省略）	第17条 （現行どおり）	
第20条（普通株式への転換） 優先株主は、中央三井信託銀行株式会社における旧商法第365条の規定に基づく株式移転による完全親会社設立に関する臨時株主総会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換価額（以下「転換価額」という。）およびその他の取得の条件で、当会社が優先株式を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	第18条（普通株式への転換） 第二種優先株式を有する株主および第三種優先株式を有する株主は、中央三井信託銀行株式会社における旧商法第365条の規定に基づく株式移転による完全親会社設立に関する臨時株主総会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換価額（以下「転換価額」という。）およびその他の取得の条件で、当会社が優先株式を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	当該規定は、第二種優先株式および第三種優先株式に適用されることを明確化するものであります。
（新設）	第19条（取得条項） 当社は、第五種優先株式および第六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。	第五種優先株式、第六種優先株式の取得条項に関する内容の要綱を規定するものであります。
第21条（普通株式への一斉転換） 転換を請求し得べき期間中に前条に基づく取得請求のなかった第二種優先株式および第三種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第	第20条（普通株式への一斉転換） 転換を請求し得べき期間中に第18条に基づく取得請求のなかった第二種優先株式および第三種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小	条数の繰上げに伴い、引用条数の変更を行うものであります。

現行定款	変更案	変更理由
2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が 400 円を下回るときは、1,600 円を 400 円で除して得られる数の普通株式を交付する。 2 前項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定によりこれを取扱う。	数第 2 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が 400 円を下回るときは、1,600 円を 400 円で除して得られる数の普通株式を交付する。 2 前項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定によりこれを取扱う。	
<u>第 2 2 条</u> （条文省略） <u>第 2 3 条</u>	<u>第 2 1 条</u> （現行どおり） <u>第 2 2 条</u>	
<u>第 2 4 条</u>（株主総会の基準日） （条文省略）	<u>第 2 3 条</u>（<u>定時株主総会</u>の基準日） （現行どおり）	文言を整備し、当該規定の内容を明確化するものであります。
<u>第 2 5 条</u> （条文省略） <u>第 2 9 条</u>	<u>第 2 4 条</u> （現行どおり） <u>第 2 8 条</u>	
<u>第 3 0 条</u>（種類株主総会） 第 2 3 条第 2 項、第 2 5 条、第 2 7 条、第 2 8 条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	<u>第 2 9 条</u>（種類株主総会） 第 2 2 条第 2 項、第 2 4 条、第 2 6 条、第 2 7 条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	条数の繰上げに伴い、引用条数の変更を行うものであります。
<u>第 3 1 条</u> （条文省略） <u>第 5 1 条</u>	<u>第 3 0 条</u> （現行どおり） <u>第 5 0 条</u>	
（新設）	<u>第 5 1 条（自己の株式の取得）</u> <u>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第 459 条第 1 項第 1 号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる。</u>	資本政策の機動性を確保するために、会社法第 459 条第 1 項第 1 号に規定される自己株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる旨を規定するものであります。